

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年9月6日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している集合型 GPS 高層気象観測装置の点検整備を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びに業務ソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 集合型 GPS 高層気象観測装置（松江他）の点検整備及び保守研修
- (2) 業務内容 集合型 GPS 高層気象観測装置の性能、機能に係わる点検整備等
- (3) 履行期間 令和7年3月28日（金）

3 業務目的

既に運用している集合型 GPS 高層気象観測装置の性能、機能及び作動状況の点検、調整を実施することにより、同観測装置の性能、機能を常に最適状態に保ち、障害の発生を未然に防ぐことを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置が、高層気象観測業務を行う重要な装置であることを理解し、高層気象観測業務に支障を与えないように作業を行える技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

集合型 GPS 高層気象観測装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検・調整を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務における成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務作業期間中、本作業に起因する観測装置の不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

オンラインによるデータ処理及び制御監視処理を行う業務処理プログラムの制作実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

集合型 GPS 高層気象観測装置と同種の機器の点検調整の実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門 3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900 (内線 2520)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和 6 年 9 月 6 日 (金) から令和 6 年 9 月 25 日 (水) まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和 6 年 9 月 26 日 (木) 17 時まで (1) に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。